

神奈川県登録の介護支援専門員等の資格を喪失しない取扱いについて

1. 資格を喪失しない取扱いについて

(1) 介護支援専門員証

- 令和2年2月28日から令和3年3月31日までの間に有効期間が満了する場合、令和4年3月31日まで資格を喪失しない取扱いとします。
- 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に有効期間が満了する場合、令和5年3月31日まで資格を喪失しない取扱いとします。

介護支援専門員証に記載の有効期間満了日	資格を喪失しない取扱いの期間の終期
令和2年2月28日から令和3年3月31日まで	令和4年3月31日
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	令和5年3月31日

- 介護支援専門員証の有効期間が令和2年2月28日以降に満了する方で令和元年度に延期となった再研修の受講者については、資格を喪失しない取扱いの対象外となります。再研修を修了後、介護支援専門員証の交付申請をしてください。交付申請書を収受した日から5年間の有効期間が設けられます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、資格を喪失しない取扱いの対象者の拡大、期間の終期の延長等変更が生じた場合は、下記ホームページ等でご案内します。

県ホームページ「介護支援専門員の研修情報」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f3721/p1091762.html>

(2) 主任介護支援専門員

- 令和2年2月28日から令和3年3月31日までの間に有効期間が満了する場合、令和4年3月31日まで資格を喪失しない取扱いとします。
- 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に有効期間が満了する場合、令和5年3月31日まで資格を喪失しない取扱いとします。

主任介護支援専門員研修修了証明書に記載の有効期間満了日（※1）	資格を喪失しない取扱いの期間の終期（※2）
令和2年2月28日から令和3年3月31日まで (平成24年度から平成27年度の間に修了)	令和4年3月31日
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで (平成28年度に修了)	令和5年3月31日

※1 平成 28 年度から主任介護支援専門員の更新制度が導入されたため、平成 27 年度までに修了した主任介護支援専門員研修の修了証明書には有効期間満了日の記載はありませんが、介護支援専門員証と同様、5 年間の有効期間満了日が設けられています。

※2 平成 24 年度から平成 26 年度の間に修了した主任介護支援専門員については、令和 2 年 3 月 31 日まで有効期間の経過措置が設けられており、経過措置の対象者についても、資格を喪失しない取扱いとします。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、資格を喪失しない取扱いの対象者の拡大、期間の終期の延長等変更が生じた場合は、下記ホームページ等でご案内します。

県ホームページ「主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修について」
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f3721/p553196.html>

2. 資格を喪失しない取扱いの対象者が行う手続きについて

- 資格を喪失しない取扱いの対象となるために、手続きは必要ありません。
- ただし、資格を喪失しない取扱いの終期までに、介護支援専門員証の場合は更新に必要な研修を修了後に更新申請を行う、主任介護支援専門員の場合は主任介護支援専門員更新研修を修了する必要があります。

- 有効期間満了後に、市町村等から介護支援専門員等の資格の状況を確認された場合は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等の資格を喪失しない取扱いについて（通知）」（令和 2 年 6 月 11 日付神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長通知）を提示してください。

- 有効期間が満了した介護支援専門員証を紛失した場合、介護支援専門員証の再交付はできませんが、資格を喪失しない取扱いとなっていることを証明しますので、以下①～③を神奈川県地域福祉課あてにご郵送ください。
 - ① 様式「神奈川県介護支援専門員証交付証明申請書」
 - ② 返信用封筒（84 円切手を貼り、申請者の住所・氏名を明記した長形 3 号封筒）
 - ③ 様式 3 「介護支援専門員資格登録簿登録事項変更届」※ 3
（介護支援専門員証交付時以降から住所や氏名を変更した場合のみ）

- 主任介護支援専門員研修修了証明書を紛失した場合は、再証明を行いますので、以下①～③を神奈川県地域福祉課あてにご郵送ください。
 - ① 「介護支援専門員研修修了証明願」

- ② 返信用封筒（84 円切手を貼り、申請者の住所・氏名を明記した長形 3 号封筒）
- ③ 様式 3 「介護支援専門員資格登録簿登録事項変更届」※ 3
（介護支援専門員証交付時以降から住所や氏名を変更した場合のみ）

【送付先】

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課 福祉介護人材グループ

- ※ 3 住所変更の場合は 3 か月以内に交付された住民票（神奈川県内に住所がある方は添付不要）、氏名変更の場合は 3 か月以内に交付された戸籍抄本の添付が必要です。
（住所・氏名両方を変更した場合は、両方を添付してください。）

3. 資格を喪失しない取扱いの対象者が受講する研修について

- 資格を喪失しない取扱いの対象者は、資格を喪失しない取扱いの終期までに、介護支援専門員証の場合は更新に必要な研修を修了後に更新申請を行う、主任介護支援専門員の場合は主任介護支援専門員更新研修を修了することにより、元の有効期間満了日の翌日から 5 年間の有効期間が設けられます。

（例）

介護支援専門員証に記載の有効期間満了日	資格を喪失しない取扱いの期間の終期	更新後の介護支援専門員証の有効期間満了日
令和 3 年 4 月 1 日	令和 5 年 3 月 31 日	令和 8 年 4 月 1 日

- 実務経験者向け更新研修及び実務未経験者向け更新研修の対象者については、介護支援専門員証に記載の有効期間満了日が概ね 1 年以内、主任介護支援専門員については主任介護支援専門員修了証明書に記載の有効期間が概ね 2 年以内に満了する者を対象とします。

（例）

介護支援専門員証に記載の有効期間満了日	資格を喪失しない取扱いの期間の終期	更新研修を受講できる時期
令和 3 年 4 月 1 日	令和 5 年 3 月 31 日	令和 2 年 4 月 1 日頃から

- 研修受講申込みについては、各研修機関のホームページ等を御確認ください。
- 研修受講申込みが定員を超えた場合は、有効期間満了日が古い者から受講決定を行います。

- 介護支援専門員証更新申請については、研修最終日に研修機関から御案内します。
- 他都道府県で更新に必要な研修を修了した場合は、下記ホームページを御確認いただき、神奈川県社会福祉協議会から、更新申請の手続きに必要な介護支援専門員証更新申請書等が入った「介護支援専門員証更新申請の手引き」を取り寄せてください。

県ホームページ「介護支援専門員証の交付・更新等について」
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f3721/p11261.html>

4. 令和元年度に延期となった研修の受講者について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度に延期となった研修の受講者については、研修機関から再開後の日程・会場等の御案内があります。

5. 他都道府県登録の介護支援専門員について

- 他都道府県で登録されている介護支援専門員の場合は、登録がある都道府県に御確認ください。

以上